

国保年金係で申請してくだ  
さい。  
■一部免除になった場合の注意事項  
一部免除の承認となった場  
合、その期間の一部納付分を  
納付しないときは未納期間と  
して取り扱われますので注  
意ください。また、申請が却  
下された場合も保険料を納め  
ないときは未納期間になりま  
す。

### 高額療養費は入院前の申請が便利

■窓口での支払が軽減されます  
70歳未満の方が入院したと  
き、「限度額適用認定証」を  
医療機関に提示することで、  
入院時の窓口での支払いが限  
度額までとなり、高額療養費  
申請の必要がなくなります。  
入院のご予定のある方は、  
市民課国保年金係で認定証の  
交付申請をお勧めします。(社  
会保険等に加入している方  
は、ご加入の健康保険での手  
続きとなります)※国民健康  
保険税に未納がある場合、こ  
の制度を利用することはでき  
ません。

(認印)、期限の切れた認定  
証を持参の上、申請してく  
ださい。また、平成27年1  
月に高額療養費制度の改正  
が予定されているため、有  
効期限は平成26年12月31日  
までです。

所得区分ごとの医療費限度額

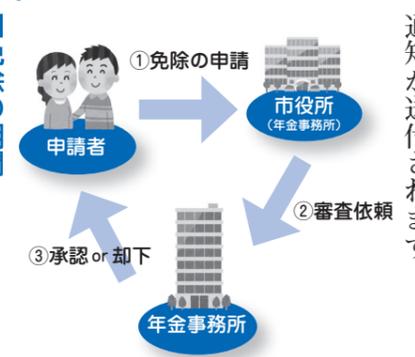
所得区分	3回目までの限度額	4回目以降の限度額 (※2)
一般	80,100円+ (医療費 -267,000円) ×1%	44,400円
上位所得者(※1)	15,000円+ (医療費 -500,000円) ×1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

◆**すでに認定証をお持ちの方へ**  
現在交付されている限度額  
認定証の有効期限は7月31日  
までです。8月以降も入院の  
予定がある方は、再度申請が  
必要ですので、保険証と印鑑

国民年金には、経済的な理  
由などにより保険料を納める  
ことが困難な場合、全額又は一  
部免除(4分の3免除、半額  
免除、4分の1免除)の制度  
があります。

#### ■免除までの流れ

免除の申請をすると、免除  
を申請される方とその配偶  
者、世帯主の前年所得につい  
て年金事務所が審査し、所得



#### ■免除の期間

免除は、現在平成26年7月  
分から平成27年6月分までの  
申請ができます。結果が出る  
まで期間がかかりますので、  
早めの申請をお願いします。

#### ■特別による免除

失業・倒産・事業の廃止や  
天災などにあわれた方は特例  
の取り扱いになりますので、  
そのことを証明できる書類  
(失業であれば雇用保険受給  
資格者証や雇用保険被保険者  
離職票など)を添えて市民課

◆**問い合わせ先**  
市民課 国保年金係  
☎33-11111  
(内線125-127)  
東北福島年金事務所  
☎024-535-0141  
(自動音声案内)

## お年寄りへの虐待を防ぐ

■**本**  
宮市は、高齢化が進む中、高齢者が地域の  
中で自分らしい生活を維持して、安心して  
生活ができるよう高齢者虐待を防止し、高齢者を  
支援をしていきます。



誰もが、どこでも。自分らしく普通の生活を送れるように

### 高齢者虐待防止法では、高齢者への虐待を大きく5つに分けています

#### 1. 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じる、または生  
じるおそれのある暴行を加えること。  
(具体的な例：たたく・つねる・殴る・蹴る・  
やけどを負わせる・ベッドに縛りつけたり  
して身体を拘束するなど)

#### 4. 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、ま  
たは高齢者にわいせつな行為をさせるこ  
と。(具体的な例：懲罰的に下半身を裸にし  
て放置するなど)

#### 2. 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食、  
長時間の放置など、高齢者の養護を著しく  
怠ること。  
(具体的な例：髪が伸び放題、皮膚が汚れて  
いる。空腹状態が続く、脱水症状や栄養失  
調の状態にあるなど)

#### 5. 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分するなど、高  
齢者から不当に財産上の利益を得ること。  
(具体的な例：日常生活に必要な金銭を渡さ  
ない、使わせない、本人の年金・預貯金な  
どを本人の意思・利益に反して使用するな  
ど)

#### 3. 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言、著しく拒絶  
的な対応など、高齢者に著しい心理的外傷  
を与える言動を行なうこと。  
(具体的な例：排泄などの失敗に対して高齢  
者に恥をかかせる、怒鳴る、ののしる、子  
ども扱いをするなど)

高齢者の介護での困り事や、高齢者への  
虐待に気づきましたら、悩まず・ためらわ  
ず地域包括支援センターにご相談・ご連絡  
ください。  
◆**問い合わせ先**  
高齢福祉課 (えぼか内)  
地域包括支援センター  
☎63-2780